

船舶への燃料の積載に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
登録規則細則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

船舶への燃料の積載に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料中に含まれる硫黄について、質量濃度の上限値を規定している。

2018 年 10 月に開催された IMO 第 73 回海洋環境保護委員会 (MEPC73) において、燃料中に含まれる硫黄の質量濃度が 0.5% を超える燃料の積載を禁止する MARPOL 条約附属書 VI の改正が IMO 決議 MEPC.305(73) として採択された。

このため、当該決議に基づき、関連規定を改めた。

併せて、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、本会規則該当箇所の構成を MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則及び第 18 規則と整合するよう改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 硫黄の質量濃度が 0.5% を超える燃料を積載しないよう規定した。
- (2) その他、本会規則の構成が MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則及び第 18 規則と整合するよう改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
1 編 1.1.3, 2 編 1.3.2, 8 編 1.1.2, 1.2.2, 1.2.3, 1.2.4, 2.2
登録規則細則 2.1.3
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
8 編 1.2.2, 2.2, 附属書 2-2.1 2.1.1, 表 1